

第72回全国博物館大会決議

令和6年11月28日
第72回全国博物館大会

第72回全国博物館大会は、「文化観光と博物館 ～文化の魅力を伝えるために博物館ができること～」を全体テーマとして、公益財団法人日本博物館協会の主催および長野県・松本市教育委員会・長野県博物館協議会の共催のもと、文化庁・長野県教育委員会・松本市の後援を得て、令和6(2024)年11月27日から29日までの3日間にわたり長野県松本市において開催された。

今大会は、日本で最も多くの博物館施設を有する長野県を開催地として、全国から約500名が参加し、改正博物館法施行後の博物館運営の在り方について活発な議論が行われた。

世界的に博物館の社会的役割が大きく変化・多様化する状況のなかで、我が国においても、令和5年4月に改正博物館法が施行され、博物館の運営環境は大きな転機を迎えている。博物館は、歴史文化・自然科学等多岐にわたる文化遺産の保存継承・調査研究・活用という基本機能の充実を図り、社会教育はもとより地域の文化振興を担う中核施設として機能することが期待されている。本大会における議論を通して、大会のテーマとした文化観光の振興を含め、博物館は、あらゆる人々が健全でかつ文化的生活を送る未来社会の創出に、大きく寄与できる社会基盤であることを確認した。

一方、博物館が社会基盤の役割を果たすためには、今ある博物館を取り巻く多くの課題の解決が不可欠であり、博物館とその設置者は、それぞれの目的を再確認し、必要な財源の確保や人材の拡充・育成、資料の保管・活用体制の整備、地域課題への対応等、喫緊の課題解決に一層の努力をする必要があることを共有した。加えて、国や自治体、博物館の所管・関連部署、関係諸機関等が連携し、博物館法制度に基づく公的支援をはじめとする幅広い支援の拡充が不可欠であり、博物館の存在意義を社会に広く訴えることが必要であることを確認した。

ここに、第72回全国博物館大会の名において、本大会の議論を踏まえ、博物館がより良い未来の創造に寄与することを願い、下記のとおり決議する。

1（博物館法制度の拡充と博物館の基盤整備） 博物館は、博物館法の趣旨を踏まえ、それぞれの設置目的や運営方針を再確認し、施設の特性を活かした基本的機能の充実に努めつつ現状の課題解決に取組み、地域の多様な主体との対話と連携の下に、利用者・社会からの期待に応え得る博物館活動を、持続的・発展的に展開するために努力する。

日本博物館協会は、博物館法制度の拡充による博物館振興のために、法制度・政策等に係る情報発信とともに各博物館の活動の支援に努める。その上で、博物館の基本的機能の充実に向け、公私立博物館における必要な専門人材の確保・育成等、博物館の経営および財政基盤の強化を図るためには、博物館法制度に基づく公的支援をはじめとする幅広い支援の拡充が不可欠であることを、国をはじめ公私立博物館の設置者等に強く訴え、理解・協力を求める。

また、博物館法改正時に衆参両院で採択された附帯決議をはじめ、今後の博物館振興に必要な、学芸員制度の充実や博物館資料の収集・管理・活用体制の整備等、喫緊の課題について、文化審議会等において、継続的且つ発展的な審議を行い政策に反映することを求める。

2（デジタル化による情報発信機能の充実と多様な連携の促進） 博物館は、改正法において努力義務とされた博物館資料のデジタル化とアーカイブ化の充実が、社会に開かれた博物館としての利用価値を高めるために重要であることを認識し、各施設の状況に応じた取組を通して情報発信力の強化に努める。併せて関連機関等との情報共有に努め、多様な連携の促進を図る。

日本博物館協会は、利用者サービスの向上はもとより、博物館が社会の多様なセクターとの連携体制を整備し、情報発信機能の強化を図るために不可欠なDXの促進について、博物館総合調査の実施等により各博物館の運営実態や課題を把握し、博物館資料・情報のデジタルアーカイブ化、新たな技術の導入やAIの活用等について、全国の博物館と情報共有・協議を進め、博物館資料のデジタル化支援のための補助事業等の拡充を国等に強く働きかける。

3（国際化と博物館倫理の理解促進） 博物館は、国際的に博物館の社会的役割が多様化しつつある状況を踏まえ、博物館活動の充実に、国際組織や海外博物館との連携が重要であることを認識し、ICOM（国際博物館会議）等の機関から発出される指針や情報を積極的に参照しつつ、各博物館の状況に応じた国際化と人材育成の推進に努める。

日本博物館協会は、各博物館の国際化への取組を継続的に進展させるために不可欠な、学芸員等を国際会議への参加及び海外での研修等に派遣するための支援の拡充を、国をはじめ関係機関・団体等に対し強く要請する。

また、現在ICOMで進められている博物館倫理規程の改定について、今回の改定の主要な項目とされている博物館の統治、専門性、コレクション管理等、日本の博物館にとっても重要な課題である事項について、日本博物館協会は、ICOM日本委員会と連携し、関連情報を広く関係者に周知共有し、「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」の改定に向けた検討を進める。

4（防災・減災・防犯体制の充実） 博物館は、多発する地震や豪雨・火災等の大規模災害、および人災等に因る博物館・文化財の被害を防ぐとともに、被災した博物館や文化財の復旧・復興を支援するために相互の連携を強化する。

日本博物館協会は、国立文化財機構文化財防災センターを核に関連団体と連携し、文化財・博物館施設全体の防災体制の強化に努める。また、博物館での人為的な危険行為等へのリスクが高まりつつある国際的状況を踏まえ、ICOMやUNESCO、ICOMOSをはじめとする関係国際機関との連携の下に、国際的な博物館や文化財の防災および防犯体制の強化に努める。